

兵庫県環境審議会鳥獣部会（第1回）議事録

1 日時：令和5年8月31日(木)13:30～16:15

2 場所：ラッセホール 5F ハイビスカス

3 審議事項

- (1) ツキノワグマの狩猟による捕獲等の制限について
- (2) 第二種特定鳥獣管理計画（カワウ）の策定について
- (3) 六甲山鳥獣保護区六甲山特別保護地区の再指定について

4 出欠

出席者

会 長 中瀬 勲

委員出席者

部 会 長 江崎 保男

委 員 高畑 由起夫

委 員 椿原 健右

委 員 中澤 明吉

委 員 山田 裕司

委 員 横山 真弓

計 6名

委員欠席者

委 員 伊藤 傑

委 員 太田 英利

委 員 辻 三奈

委 員 三橋 弘宗

計 4名

5 部会の成立

兵庫県環境審議会条例第5条第2項の規定に基づき、兵庫県環境審議会鳥獣部会委員（委員及び特別委員）10名中、6名の委員の出席により会議は成立。

6 議事

審議にかかる質疑応答

(1) ツキノワグマの狩猟による捕獲等の制限について

(W)

管理計画上の、400頭、800頭の数字はどのように決められているのか。

(事務局)

環境省が作成したクマの管理ガイドラインに明記されており、それを参考としている。

(S)

過去に絶滅した個体群があると聞いたが、その時にモニタリングしているのであれば、頭数の説明根拠になると思うがいかがか。

(事務局)

過去に絶滅したものには九州の個体群がある。森林伐採が進んでいた時代に絶滅したのではないと言われていた。その時のモニタリングのデータはない。他、四国の個体群や青森県の下北個体群が孤立しており絶滅の危険性が高く、エサ資源の凶作が続く場合、個体数が減少してしまう可能性があるため、そういった地域では400頭という数字ではなく、明確に100頭、200頭とそれぞれ決めて、これらを下回らないような管理が必要と考える。

(K)

資料から、過去の狩猟解禁時の捕獲頭数の結果をみても数が少ないので、2月15日や3月15日までの期間にした方がハンターの役割として効果があるのではないか。

(M)

今年初めて兵庫県の片側のみ狩猟解禁となるが、狩猟者にはどのように注意喚起を考えているか。違反者を出さないことも求められると考える。

(事務局)

狩猟者については、狩猟者登録時にチラシをもって周知するとともに、告示等で明確に示し、第三者がみた時に確実に判断できるよう、周知したいと考える。

(M)

昨年も狩猟禁止の制限的解除を行ったが、狩猟者に対してのモニタリング調査協力依頼について周知が不十分だと感じた。今年度の周知方法についてはどのように考えているか。

(事務局)

文書での案内とは別に、猟期前には各猟友会支部で安全講習会があるので、農林振興

事務所職員が参加しモニタリングの必要性等について説明するなど、広く周知できる方法を検討する。

(W)

クマの目撃情報については市役所等には情報が入っているが、森林内で作業している森林組合等には、目撃情報が直接入ってこないと聞いている。

(事務局)

出没情報は基本的に目撃者から警察もしくは自治体に報告されている。

これを元に、自治体が判断し、出没地域の有線放送、防災無線でのアナウンス、自治会長宛に注意喚起する等、体制ができています。しかし、山で作業されている方への注意喚起体制ができていないので、今後自治体等と調整して注意喚起できる体制づくりを検討する。

(W)

管理計画上の総捕獲数管理上限のそれぞれ8%、12%という数字も環境省の基準で定められているのか。また、推定800頭以上という数字を、推定の精度に応じて変えることはできないのか。

(事務局)

環境省の基準で定められている。狩猟可能と考える適正な推定個体数については今後調査を踏まえて検討したい。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画（カワウ）の策定について

(G)

ねぐら、コロニーの数は増えているが、個体数は増えていない。

理由としては、小さいねぐら、コロニーの数が増えたという認識でよろしいか。また、どのように広がったのか。

(事務局)

小規模なねぐらが増加傾向にある。原因の一つに無計画な対策をしたために分散をして、小さなねぐらが増えた。増え方としては、元々河口部の大きなねぐらを無計画に攪乱をすることで上流に向かい分散している。

(S)

動物においては、特に繁殖齢に達する以前の幼体は分散するものである。カワウは内水面漁業に対する被害が問題になっているが、海の魚も食べる。海岸線にコロニーがあったら海も川も両方食べに行ける。カワウとの闘いは実は明治時代から行われており、農薬被害によって一時は希少種になるまで数が減り、その後回復した。しかし問題は内水面漁業にあると考えている。仮説段階ではあるが放流アユはカワウから逃れる術（すべ）を持っていないので、簡単にカワウに食べられてしまう可能性がある。また（カワウの）餌場にも、魚の逃避場所等に工夫を凝らす必要がある。

る。魚は人間の食糧でもあるからカワウは減らさないといけないのは事実だと思う。いずれにせよ、卵・ヒナの段階で減らす努力が大切である。

資料の図1と2を比べてみると、どんどん小さいコロニーが増えているのはご説明の中にあったように繁殖を邪魔する行為によって分散すると私は考えている。

(M)

市街地のコロニー、ねぐらに対してこれから銃器以外で対応できるのか。

(事務局)

対策を進めるために段階を踏む必要がある。最優先として、これ以上新しいねぐら、コロニーを増やさず分散を防ぐ必要がある。それぞれの繁殖抑制の措置を伊丹の昆陽池でも行っているが、それによって縮小効果があるか否か、はこれからの検証対象事項となる。まだ具体的な縮小の数値的な対策を行えるほど技術的なバックボーンがないが、段階を踏んで取るべき対策を取り検証を進めていく。

(Y)

冷水病が流行ったことで、鮎の放流を少なくしたところが増えたと聞いたことがある。被害状況についてはどのように算定するのか。

(事務局)

水産庁が、この10年間被害をもたらしているカワウの数について調べているが、結論は出ていない。カワウに対しての水産被害の定義が難しいが、漁業組合にて飛来数調査をしており、被害の実態を表す数字にはなると考える。今後も根拠となるデータを取りながら少しずつ計画を進めたいと考える。

(W)

カワウが増えた理由は何が考えられる。

(事務局)

河川環境が良くなったことが一つ。また、内水面の放流事業が増え、カワウのエサ資源が増えたことも理由として考えられる。

(W)

管理計画は、法律では数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣に対して定めるとあるが、カワウはそれにあたるのか。

(事務局)

カワウは1970年代に全国的に数が減少し、その後個体数の回復が見られているが、兵庫県も同様で、かつてはかなり生息数が少なく、その後、生息数の回復が見られていることから、過去の経緯についても確認する。

(3) 六甲山鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

(M)

再指定自体に異論はないが、今までの10年とこれからの10年では変わってくると考

える。外来生物のアライグマや、ニホンジカも昨年目撃されている。環境保全を阻害する要因にもなり得るので、その点にご留意ください。

(事務局)

有害捕獲許可等を使いながら対処していきたい。

(S)

最近野生動物がペット扱いされる傾向があるので、これを抑制する努力をしてもらいたい。また、国交省の六甲砂防が目標林を設定してそれに向けて様々なことをしており、植物や動物の色々なデータをとっているのので、その情報を常に入手し、取り込んでもらいたい。

7 審議結果

知事より諮問のあった「ツキノワグマの狩猟による捕獲等の制限」、「六甲山鳥獣保護区六甲山特別保護地区の再指定」については、各委員の承認をもって鳥獣部会として、諮問の承認が決議された。

また、部会決議については、「兵庫県環境審議会の運営に関する規定」第9条第1項により、審議会の決議とすることについて、会長から同意があったので、環境審議会から知事に対し、「諮問内容を承認する」との答申を行うこととする。

なお「第二種特定鳥獣管理計画（カワウ）の策定」については各委員の意見も踏まえた計画案にて9月下旬からパブリックコメントを行う予定としており、パブリックコメントの意見も踏まえた案を、11月上旬に開催予定の第2回鳥獣部会において審議する予定である。